

相談援助実習実習指導者の社会福祉士像

— インタビュー調査の結果から —

米澤美保子

The socialworker image of a training Leader of
social Work through the Interview Survey

Mihoko YONEZAWA

要旨

社会福祉士の専門性の見えにくさは、社会福祉士資格創設前から現在に至る長きに渡り存在し続けている。専門性の見えにくさは、実習指導者の社会福祉士像のバラつきにつながる。実習でのスペシフィックな経験を実習後にジェネリックに変換することが実習後の相談援助演習に求められているが、それぞれの実習生が実習から持ち帰った社会福祉士像に共通項が見出せなければ、何がジェネリックで何がスペシフィックか不明確となり学びが不十分になる。そこで、実習指導者のソーシャルワーカーの専門性に関する語りから、実習指導者の社会福祉士像を明らかにすることを目的とする。

社会福祉援助実習における実習指導者のインタビュー調査の結果、実習指導者の社会福祉士像にはバラつきがあり共通項が見出せなかった。

国は社会福祉士が果たす役割や成果等の「見える化」を図るとしている。また2020年から新しい社会福祉士養成カリキュラムが実施される予定であることから、「コアとなる共通基盤」に基づいた社会福祉士像を具体的に言語化できる仕組みの構築が求められる。

キーワード：社会福祉士像、ソーシャルワーク、相談援助実習

1. 問題の所在

厚生労働省社会保障審議会の福祉部会福祉人材確保専門委員会が、2018年3月に社会福祉士に求められる役割等について報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』を提出した。その中で、社会福祉士への期待として「ソーシャルワークの専門職として、

地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、他の専門職や地域住民との協働、福祉分野をはじめとする各施設・機関等との連携といった役割を担っていくこと」（厚生労働省 2018：1）としている（厚生労働省 2018）。これから目指される地域共生社会の実現に向けて社会福祉士に期待が寄せられている。なお、本論では岡田（2018）が示すように、ソーシャ

ルワーカーには社会福祉士以外の人も含まれているが、ソーシャルワーカーを行う専門職はすべてソーシャルワーカーということからソーシャルワーカーと社会福祉士を同義とする。

ソーシャルワーカーに関して、佐藤（2018）によると社会福祉協議会職員に求められることとして、①住民との協働ができること、②住民や行政、他の専門職を入れた協議・協働の場つくり、運営、組織化する力、③地域、個人のできていること、強みを見出す力の3点を挙げている。

朝比奈（2018）は、ソーシャルワーカーの役割として、「相談者本人と本人を取り巻く周囲の環境をいかに理解するかが要であり、『本人から見える世界を理解する』という視点を身につけることが必要となる。また、抱える課題を解決するのはあくまでも相談者本人であり、課題を解決するプロセスを支える」（朝比奈 2018：36）ことと述べている。また、相談者本人の理解には「関わり」が必要であり、言語によるやり取りのみならず、ノンバーバルコミュニケーションの重要性を当然のことととらえることであると述べている。

空閑（2018）は地域を基盤としたソーシャルワーカーには、社会福祉の事業者や施設、地域住民との連携、協働が求められるとしている。

また、厚生労働省（2017）は、ソーシャルワーカーの5つの機能として、①制度横断的な知識、②アセスメント力、③支援計画の策定・評価、④関係者の連携・調整、⑤資源開発を挙げている。

しかし一方で、前述の報告書の中で「社会福祉士は多様な施設・機関において様々な職種や職名で勤務し、ソーシャルワーク以外の業務も行っている場合もある等の理由から、社会福祉士の専門性や役割が分かりにくいものになっているのではないかという指摘がある」（厚生労働省 2018：14）とし、社会福祉士の役割等の理解促進のために、社会福祉士が果たす役割や成果等の「見える化」を図ることなどが述べられている（厚生労働省 2018）。

社会福祉士像の不明瞭さに関しては、秋山（2011）は福祉専門職への調査結果から社会福祉

専門職が自分自身を「何でも屋」と位置づけてしまうと示し、京極（1998）は1987年に成立した社会福祉士及び介護福祉士法成立過程においても、社会福祉士の専門性が法制化での難題の一つであり、その後も引き続き極めて難解な問題であると述べている。また、浅原（2017）は、ソーシャルワークとケアワークの分離に着目して社会福祉士法試案から社会福祉士法及び介護福祉士法成立までの経緯の言説を整理分析しているが、その中に社会福祉の専門性の見えにくさに関する言説がある。川崎・日田（2018）は、宮崎県社会福祉士会会員への調査で社会福祉士の認知度と評価の低さが多くあげられており、これは専門性の不明瞭さの影響があると推察し、社会福祉士の専門性の明確化、あるいは語れる言葉が必要であるとしている。口村（2018）の特別養護老人ホームにおける調査においても、他職種の生活相談員に対するイメージが「コンシェルジュ（何でも屋）」が3割であったと示している。このように社会福祉士の専門性の見えにくさは、社会福祉士資格創設前から現在に至る長きに渡り存在し続けている。

社会福祉士の専門性の見えにくさは、社会福祉士像の不鮮明さにもつながる。村井（2013）は、相談援助実習が「肝心の『社会福祉士像』が把握できずに終了しがち」（村井 2013：45）ということから、「社会福祉士像を描く」ことを村井による実習プログラムの試作に盛り込んでいる。社会福祉士養成課程における相談援助実習で、実習生は座学では具体的にイメージできず描ききれなかった社会福祉士像を、実習で実習指導者などの姿を通して描くこととなる。社会福祉士像を描くことは、ソーシャルワークやソーシャルワーカーの理解が深まり、実習における大きな学びとなる。しかし、実習指導者が社会福祉士像を実習生に明確に伝えることができなければ、実習生は大きな学びの機会を逃すこととなる。また、実習指導者の社会福祉士像に共通項がなく個々バラバラであると、多くの場合1ヶ所実習である実習生は、その実習指導者の社会福祉士像が全てとなってしまうことから望ましいことではない。実習でのスペシ

フィックな経験を実習後にジェネリックに変換することが実習後の相談援助演習に求められているが（社会福祉士養成校協会 2009；本郷ら 2015），それぞれの実習生が実習から持ち帰った社会福祉士像に共通項が見出せなければ，何がジェネリックで何がスペシフィックなのかが不明確となり学びが不十分となる。

以上のことから社会福祉士の専門性の見えにくさは，実習指導者の社会福祉士像にバラつきがあるのではないかと考えられることから，実習指導者のソーシャルワーカーの専門性に関する語りから，実習指導者の社会福祉士像を明らかにしたい。

2. 研究目的

社会福祉士養成課程における相談援助実習の実習指導者が語るソーシャルワーカーの専門性から，実習指導者の社会福祉士像を明らかにすることを本論の目的とする。

3. 調査

3-1 調査対象

相談援助実習指導の資格要件¹を満たした特別養護老人ホームと障害者支援施設の実習指導者を調査対象とした。特別養護老人ホームは各施設1人，計11人に，障害者支援施設は各施設1人，計8人に調査を実施した。調査実施施設は全て同一都道府県内に存在する。

3-2 調査時期

2015年3月～10月

3-3 調査方法

半構造化面接でのインタビュー調査を実施した。調査者は共同研究メンバーである。

インタビュー項目は，(1)利用者理解に関する実習内容，(2)利用者理解の到達目標，(3)利用者理解における課題，(4)利用者理解における実習指導者，(5)ソーシャルワーカーの専門性の5点である。

事前に項目を文書にて提示し，調査当日にも調

査項目用紙を配布し，インタビューガイドに基づき，ICレコーダーを用いて調査を実施した。

3-4 分析

ICレコーダーで録音したインタビュー内容から逐語録を作成した。インタビュー項目のうち，「(5)ソーシャルワーカーの専門性」の逐語録をIBM SPSS Text Analytics for Surveys Version 4.0.1（以下SPSS）によって分析した。

ソーシャルワークの専門性に係るワードとして23のワードを参考文献などから筆者が作成してカテゴリ（【】）とし，SPSSによって抽出されたコンセプトを筆者が選択しカテゴリ要素（「」）とした（日本社会福祉士養成校協会 2009, 2015, 2018；川村 2011；秋山 2011）。

カテゴリについて、ソーシャルワーカーの土台である知識、技術、価値、倫理、ソーシャルワークのグローバル定義にある社会変革から【知識】【技術】【価値】【倫理規定】【社会変革】、社会福祉士及び介護福祉士法の2007年改正で追加された役割であり、今後社会福祉士に求められる役割として挙げられた連携・調整、権利擁護から【連携】【調整】【チーム】【権利擁護】、社会福祉士が有すべきスキルから【接点】【環境】【視点】【客観】【自己覚知】【提案・提示】【引き出す・読み取る】【意図】【共感】、相談援助実習ガイドライン（日本社会福祉士養成校協会 2013）にある支援計画の作成に関してから【支援計画】【アセスメント】【インタビュー】とした。また、ソーシャルワーカーの専門性のあやふやさに関しては、【不明瞭さ】【何でも屋】とした。

カテゴリとカテゴリ要素は次の通りである。

【知識】は「手続きのこと」「制度的なところ」「制度のこと」「制度」「法律」「知識」。【技術】は「技術のところ」「技術」。【価値】は「価値觀」「価値」。【倫理規定】は「倫理規定」。【社会変革】は「社会変革」。【連携】は「連携」「多職種連携」「他職種」「多職種」「職種間」「他機関」「他機関の方」「ネットワーク」「やり取りしていくとき」「やり取り」「つなげる」「つながり」「つながる」「つなぐ」。【調整】は「調整」「環境調整」

「コーディネート」。【チーム】は「チーム」「チームケア」。【権利擁護】は「権利擁護」「アドボケーター」「アドボカシー」。【接点】は「接点」。【環境】は「環境」。【視点】は「視点」「一方的」。【客観】は「客観」。【自己覚知】は「自己覚知」。【提案・提示】は「提案をしてあげること」「提示」。【引き出す・読み取る】は「引き出す」「読み取る」「拾い上げる」「聞く」「聞くこと」「聞き取る」。【意図】は「意図」。【共感】は「共感」。【支援計画】は「個別支援計画」「サービス利用計画」「ケアプラン」。【アセスメント】は「アセスメント」「アセスメントのとき」「アセスメントシート」「分析」「分析するの」。【インタビュー】は「インタビュー」「聞き取り」。【何でも屋】は「何でも屋」「雑用」「雑用的」「一見雑用」「多岐」「幅」。【不明瞭さ】は「よくわからない」「こたえていいのかわからない」「わからないところ」「曖昧です」「難しい」。

1 施設の逐語録に複数のカテゴリ要素が含まれていても、カテゴリのカウントは1となる。なお、SPSSが抽出したコンセプトのうち、逐語録の前後の文脈から分析対象として適切でないと筆者が判断したものは除外した。

3-5 倫理的配慮

調査対象者および調査対象者の所属代表者に対して、研究目的・方法・個人情報の管理・調査結果は研究目的以外では使用しない旨を文書にて説明し、同意を得た上で実施した。なお本研究は、大阪市立大学生活科学部・生活科学研究科研究倫理委員会の承認を受けて実施した(承認番号14-39)。

4. 結果

分析結果は表1のとおりである。

表1 分析結果

施設no	知識	技術	価値	倫理規程	社会変革	連携	調整	チーム	権利擁護	接点	環境	視点	客観	自己覚知	提案・提示	引き出す・読み取る	意図	共感	支援計画	アセスメント	インタビュー	計	不明瞭さ	何でも屋
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	1	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
5	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
6	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	12	1	0
7	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	1
小計 (障害)	2	1	1	0	1	5	3	0	1	1	1	2	2	1	2	4	2	1	2	2	0	34	4	1
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1
10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
13	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
14	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	0
15	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	8	1	0
16	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
18	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
19	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
小計 (高齢)	3	2	2	1	0	5	2	2	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	2	3	27	6	5
合計	5	3	3	1	1	10	5	2	1	1	1	5	2	2	2	4	2	1	3	4	3	61	10	6

23カテゴリのうち最も多かったのは【連携】と【不明瞭さ】であった。【連携】は障害分野5, 高齢分野5の計10、【不明瞭さ】は障害分野4, 高齢分野6の計10であった。

逐語録における【何でも屋】【不明瞭さ】以外の21カテゴリの出現数を施設ごとでみてみると、最も多い施設が12、最も少ない施設が0と非常に幅があった。

ソーシャルワーカーの土台である知識、技術、価値、倫理、またソーシャルワークのグローバル定義にある社会変革に関しては、概ね低い値であった。各カテゴリの結果は【知識】5, 【技術】3, 【価値】3, 【倫理規定】1, 【社会変革】1であった。

社会福祉士及び介護福祉士法の2007年改正で追加された役割であり、今後社会福祉士に求められる役割として挙げられた連携・調整、権利擁護に関しては、【連携】は上述の通り最も高い値10であったが、【調整】5, 【チーム】2, 【権利擁護】1と低かった。

社会福祉士が有すべきスキルに関しては、【接点】1, 【環境】1, 【視点】5, 【客観】2, 【自己覚知】2, 【提案・提示】2, 【引き出す・読み取る】4, 【意図】2, 【共感】1と低かった。

相談援助実習ガイドライン（日本社会福祉士養成校協会 2013）にある支援計画の作成に関しては、【支援計画】3, 【アセスメント】4, 【インタビュー】3と低かった。

ソーシャルワーカーの専門性のあやふやさに関しては、【不明瞭さ】10と高く、【何でも屋】6であった。

5. 考察

分析結果からソーシャルワーカーの専門性の語りにばらつきのあることが明らかになった。

ばらつきがある中で【連携】が高い値を示し、また障害分野と高齢分野で大きなばらつきが見られなかった。このことからやや強引ではあるが、社会福祉士像として「他職種と連携する存在である」という姿が浮かび上がった。

「連携」に関しては全施設とまではいかないが、多くの指導者が語っていた。今後実現が目指される共生社会におけるソーシャルワークに関して、あらゆる面で連携の必要性が謳われている。また、これまで振り返っても、社会福祉士及び介護福祉士法の改正で追加された内容にも含まれていた。連携は日々の業務において施設内外で常に継続的に実践されているであろうことから、専門性についての回答で多くの人が語ったのだと考える。田中（2017）による社会福祉実習生を対象としたアンケート結果によると、「多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際」が高い評価であり、翌年実施したアンケートでも同様に評価が高い傾向を示したと述べている。

一方で、「利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成」「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成」「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価」の自己評価が低い傾向を示し（田中 2017）、翌年の結果でもほぼ同様に「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成」「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価」の評価が低い傾向を示したと述べられている（田中 2018）。本研究での調査結果で【権利擁護】が低い値であったことは、田中（2017, 2018）が示す実習生の自己評価の低さと通底するのではないかと考える。

半数以上の実習指導者がソーシャルワーカーの専門性のあやふやさを語っていた。このことこそが、ソーシャルワーカーの専門性に関する語りのばらつきに大きく影響していると考える。

専門性の語りのばらつきは実習指導者の専門性の不明瞭さからという側面でだけではなく、実習生の力や実習体制が影響しているとも考えられる。日々の多忙な業務に加え多様化する実習生を指導する中で、目の前にいる実習生と自分自身の考える専門性とを照らし合せているうちに、ソーシャルワーカーの専門性とは何であるのかと何度も自

分自身に問い合わせこととなり、ゆらぎが生じているのかもしれない。実習生の力に関しては、実習に送り出す前の実習生の学力評価に関して検討課題として挙げられている（川上 2018；村井 2013）。また、実習体制に関しては、川上（2018）が複数実習生を同時期に受け入れて指導する体制による多忙化を指摘している。

上野谷（2018）は社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の議論をふまえて、ソーシャルワーク専門職について「本人自身の生きる力を尊重した継続的支援と、生活に関わるすべての分野の横断的支援を要する。さらに、集団として、地域社会としての共感力、問題解決力や協力・協働する力を蓄積、強化していくためには、それらのことを常に専門的に受け止め、寄り添い、解決に導く存在」（上野谷 2018：15）。これが「『ソーシャルワーク』を専門とする職種」（上野谷 2018：15）と述べている。

また、今後のソーシャルワーク展開に必要なものとして次の5点を挙げている。「①分野横断的、総合的かつ包括的な実践が行えるソーシャルワーク専門職を養成するための教育内容の再編と、教員および実習指導者の要件の見直し。②実習科目の時間数の大幅増加と、現行の相談実習とは別の枠組みを新たに設け、総合的、段階的かつ多様な実習教育の実施。③大学におけるコアカリキュラムの検討と『座学—演習—実習』の循環。④科目名称に『ソーシャルワーク』を明確に位置づける。⑤必要に応じて、カリキュラム等を柔軟に見直すことができるよう、各組織で検討する」（上野谷 2018：18）。

2020年から新しい社会福祉士養成カリキュラムが実施される予定である（厚生労働省 2016）。川上（2018）が指摘する実習指導体制による多忙化は、実習指導者の専門性の明確化・言語化を阻害している一因とも考えられる。実習時間だけでなく、実習体制も視野に入れて実習教育を検討することが必要である。上野谷（2018）が示すように「ソーシャルワーク」が科目名に明確に位置づけられ、教員・実習指導者の要件の見直されるので

あれば、厚生労働省（2018）が示すように業務の多様性が専門性・役割の分かれにくさになっていることからも、実習指導者だけでなく教員も「コアとなる共通基盤」に基づいた社会福祉士像を言語化できる仕組みの構築が求められる。厚生労働省（2018）に示された「見える化」が「コアとなる共通基盤」に基づいた社会福祉士像の言語化に大きな正の影響となることを期待する。

本研究は調査対象者が少なく、また分野が限定的であったことから一般化することは難しいが、調査で語るというバイアスがあるとしても実習指導者の「語り」による分析は意義があると考える。今後の課題は調査対象の種別や分野を広げて研究をすすめていくことである。

本研究は、平成26・27年度神戸親和女子大学国際教育研究センター研究費助成を受けて実施した。（共同研究メンバー：清原舞（関西福祉科学大学）・酒井美和（関西福祉科学大学）・竹中理香（川崎医療福祉大学）・成清敦子（関西福祉科学大学）・野村恭代（大阪市立大学）・橋本有理子（関西福祉科学大学）・米澤美保子（神戸親和女子大学）
※50音順、所属は調査時点）

また、本稿は日本社会福祉学会第63回秋季大会・第64回秋季大会で報告した内容に大幅に修正を加えたものである。

謝辞

インタビュー調査にご協力を賜りました実習指導者の皆様、また実習指導者へのインタビュー調査をご了承頂きました実習指導者の所属代表者の皆様に心から感謝申し上げます。

注

- ①社会福祉士として3年以上の実務経験を有していること
- ②社会福祉士実習指導者講習会を修了していること（厚生労働省 2008）

引用文献

- 朝比奈ミカ, 2018, 「生活困窮者支援に求められるソーシャルワーカー像」『月刊福祉』101(5) : 36-39.
- 厚生労働省, 2008, 「社会福祉士及び介護福祉士養成に関する実習生の受入に関するご協力のお願いについて（依頼）（社援発第1111004号）」.
- , 2018, 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」, (2018年11月24日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/toukatsukan-sanjikashitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf).
- 村井美紀, 2013, 「実習教育から求める相談援助演習教育への期待」『ソーシャルワーク学会誌』27(0) : 43-53.
- 上野谷加代子, 2018, 「ソーシャルワークをめぐる動向と展望——社会保障審議会福祉部会, 福祉人材確保専門委員会での議論を踏まえて」『月刊福祉』101(5) : 14-19.

参考文献

- 秋山智久, 2011, 『社会福祉研究選書③社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房.
- 浅原千里, 2017, 「ソーシャルワークとケアワークの分離に至る過程——『社会福祉士法試案』から『社会福祉士及び介護福祉士法』成立までの議論分析」『日本福祉大学社会福祉論集』136 : 39-64.
- 本郷秀和・梶原浩介・田中将太, 2015, 「『相談援助実習ガイドライン』からみた相談援助実習の学習意識——福岡県立大学『相談援助実習』履修生の学習課題」『福岡県立大学人間社会学紀要』24(1) : 3-53.
- 川上富雄, 2018, 「アメリカ合衆国における『力量基盤』『成果重視』のソーシャルワーク実習——我が国社会福祉士実習教育との比較を通じて」『駒澤大学文学部研究紀要』76 : 91-112.
- 川村隆彦, 2011, 『支援者が成長するための50の原則——あなたの心と力を築く物語』中央法規.
- 川崎順子・日田剛, 2018, 「社会福祉士の業務実態と専門性やキャリア向上の意識に関する研究——宮崎県社会福祉士会会員の調査結果から」『最新社会福祉学研究』13 : 37-44.
- 厚生労働省, 2016, 「資料2 『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』実現に向けた工程表（案）」, 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会, (2018年11月30日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/toukatsukan-sanjikashitsu_Shakaihoshoutantou/0000117426.pdf).
- , 2017, 「地域力強化検討会最終とりまとめ——地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」, 厚生労働省 HP, (2018年11月25日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/toukatsukan-sanjikashitsu_Shakaihoshoutantou/0000177049.pdf).
- 口村淳, 2018, 「他職種からみた生活相談員に期待される役割と課題——A 法人系列の特徴を対象としたアンケート調査の分析」『評論・社会科学』126 : 1-13.
- 空閑浩人, 2018, 「地域を基盤としたソーシャルワークへの期待——ソーシャルワークが求められる時代のなかで」『月刊福祉』101(5) : 40-45.
- 京極高宣, 1998, 『[新版]日本の福祉士制度——日本ソーシャルワーク史序説』中央法規.
- 日本社会福祉士養成校協会, 2009, 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規.
- , 2013, 「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」, 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 HP, (2018年11月25日取得, http://www.jaswe.jp/practicum/jisshu_guideline2015.pdf).
- , 2015, 『相談援助実習教員テキスト第2版』中央法規.
- , 2018, 『社会福祉士相談援助実習第2版』中央法規.
- 岡田まり, 2018, 「序章第1節相談援助実習とは」長谷 匠俊・上野谷加代子・白澤政和・中谷陽明編『社会福祉士相談援助実習第2版』中央法規, 1-14.
- 佐藤寿一, 2018, 「今社協に求められるものとそれを支える職員の専門性——宝塚市社協の地域福祉推進の実践から」『月刊福祉』101(5) : 28-31.
- 田中幸作, 2017, 「社会福祉実習教育の現状と今後の課題」『東海学院大学研究年報』2 : 71-78.
- , 2018, 「社会福祉実習教育の現状と今後の課題(2)」『東海学院大学研究年報』3 : 11-18.